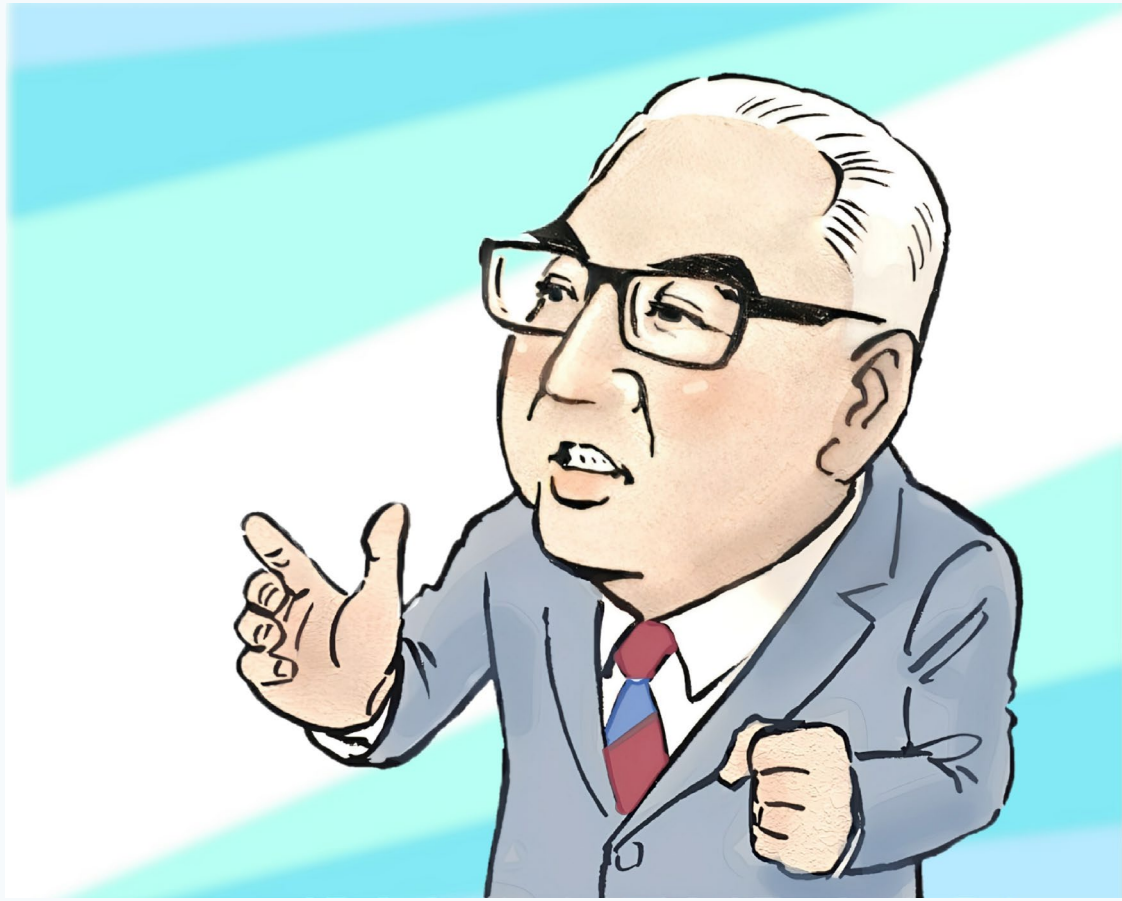
町政報告 2026年11月

どこへゆく　市制移行



住民アンケート延期
JR高架化事業の負担増

10月30日の委員会で明らかになったこと／これからの府中町

二見伸吾　｜　府中町議会議員

なぜ10月30日の特別委員会は開かれたのか

27日の特別委員会での質問

市になったときにJR高架化事業の負担割合変更
2002年に広島県と交わした文書があるのではないか。



力山あきら議員



森本まさふみ議員

10月20日、県と町の担当者がJR高架化事業の
負担割合について協議したのではないか。

町はどう答えたのか



2002年「確認書」について

交渉過程のなかで作られたもので、
公表するようなものではない。県に迷惑がかかって
はいけないので、県と相談した上で開示する。

10月20日の協議について

県との協議があったことは認める。
内容については県に迷惑がかかってはいけないので、
県と相談した上で開示する。

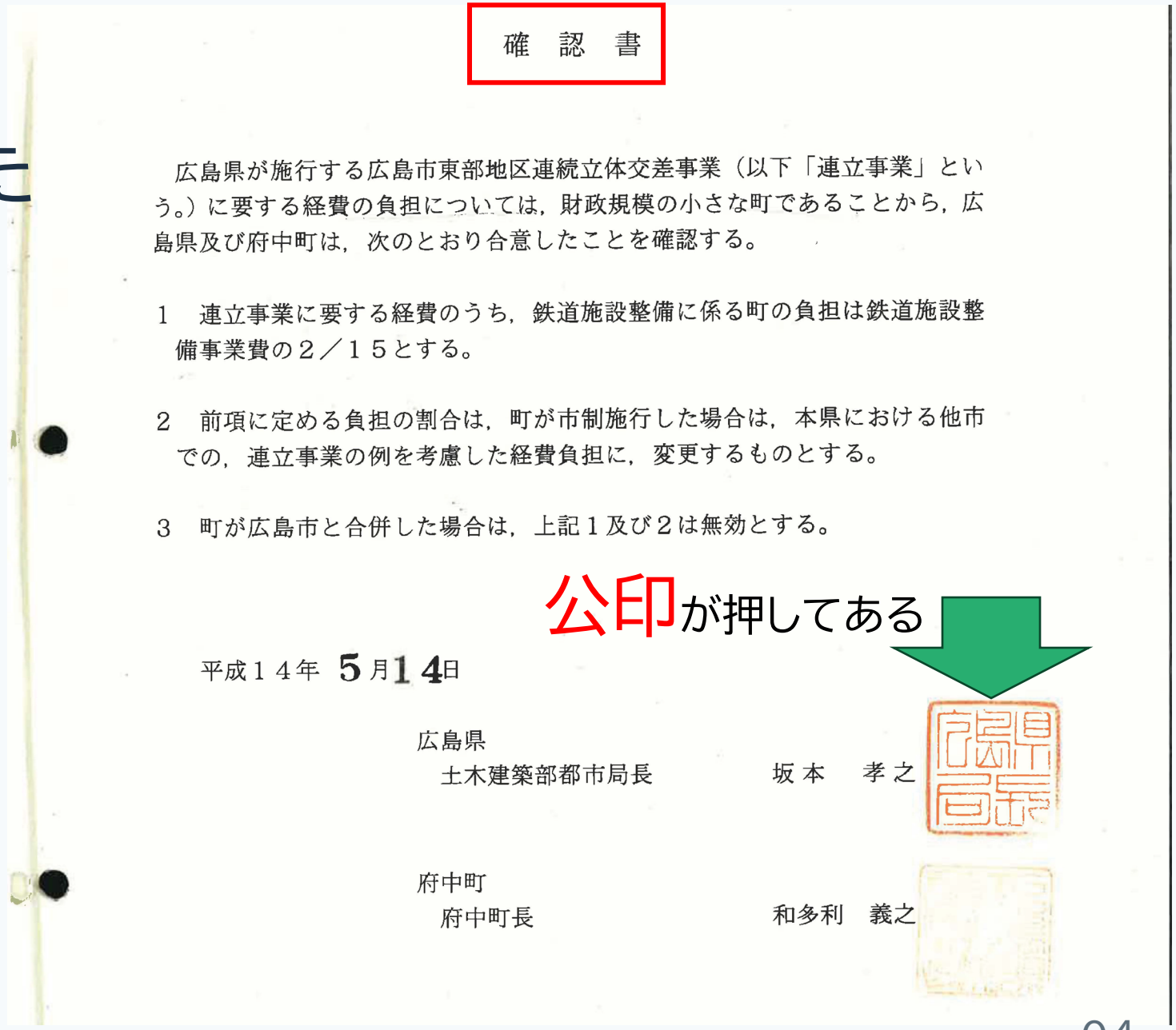
そして10月30日、特別委員会は開かれた

出てきた「確認書」

1. 町の場合
 負担割合は　2/15

2.市になったら
 他市の連立事業の例を考慮
 した経費負担

3. 合併したら、いりません



確　認　書

広島県が施行する広島市東部地区連続立体交差事業（以下「連立事業」という。）に要する経費の負担については，財政規模の小さな町であることから，広島県及び府中町は，次のとおり合意したことを確認する。

1　連立事業に要する経費のうち，鉄道施設整備に係る町の負担は鉄道施設整備事業費の２／１５とする。

2　前項に定める負担の割合は，町が市制施行した場合は，本県における他市での，連立事業の例を考慮した経費負担に，変更するものとする。

3　町が広島市と合併した場合は，上記１及び２は無効とする。

公印が押してある

平成１４年　５月１４日

広島県
土木建築部都市局長　　坂本　孝之

府中町
府中町長　　和多利　義之

町の釈明は？　「要望書」を出している

「確認書」締結の日に「要望書」

市制移行による負担の増加は到底承服できるものではない　　特段の配慮を求める

しかし、このような「要望書」で
「確認書」の効力が減じる訳がない

確認書は双方の合意＝契約　確認書を交わしたのならば、その内容を認めたということ



要望書は片方の希望　合意でないものに効力はない

承服できないものは「確認書」を交わしたり「契約」しないこと

労働組合の賃上げを例にとれば…

10月20日　県は本気でやってきた ①

広島市東部地区連続立体交差事業に関しては、確認書を取り交わした上で 15 分の2の負担割合として県議会で議決されている。
現在、市制施行の取り組みを進められていると聞いているが、市制施行した場合、確認書上では「本県における他市での、連立事業の例を考慮した経費負担に、変更するものとする。」とされていることから、
県としては負担割合の変更の手続きを進めさせていただくこととなる。

10月20日　JR高架化事業負担金に関する協議　議事録

10月20日　県は本気でやってきた ②

本件における他市での連立事業の例は、福山市・三原市であり

福山市は資料が古く具体的にはお示しできないが、

三原市の資料のとおり、

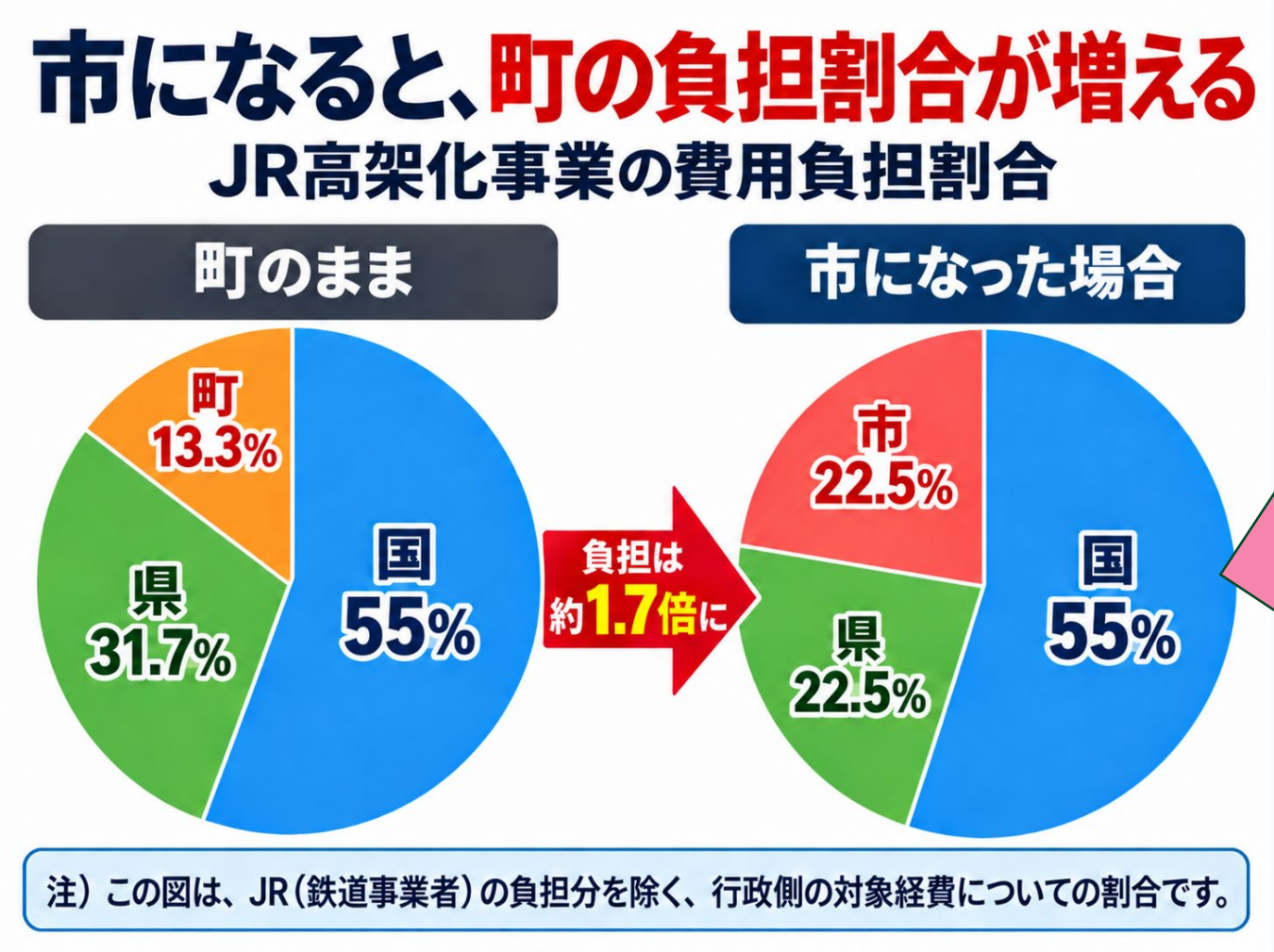
いずれも **１ 対1の負担**として実施されたことから、

県としては

15 分の2から1対1への変更として提示することとなる

10月20日　JR高架化事業負担金に関する協議　議事録

「15分の2」から「1対1」への変更とは



2/15=13.3%

財政規模が小さな町への配慮

市になると　県と市は1:1

広島市は40%

そうでなくてもJR高架化事業費が約8割増



2026年9月に県が示した事業計画の見直し

変更前　約915億円

変更後　約1,685億円

約770億円 増　府中町24億円増（概算）

→ 市になれば41億円増

大幅増額のなかで、負担割合まで引き上がれば
町財政への影響は大きくなる。

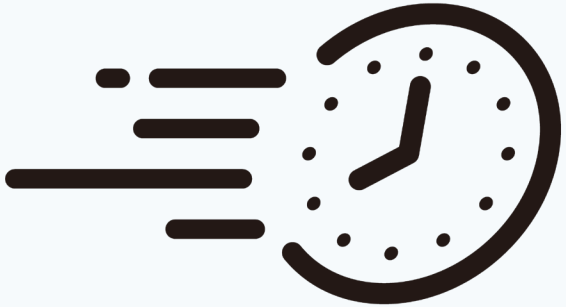
完成見込み　第1期　2038年　第2期　2048年度　さらに延びるかも

町は確認書は無効というが

10月30日、町は
「破棄も合意変更もしていない」
と認める

水面下でのやりとり　24年前のもの　⇒　「時効」だと主張することはできる

民法では①権利者が権利行使可能と知った時から5年、
又は②権利行使可能時から10年（但し生命・身体の侵害の場合は20年）
いずれか早い方で時効完成



仮に「確認書」が無効となったとしても

県は負担割合の変更を決めることができる

①市町村の意見を聞き、②都道府県の議会の議決を経て定める

⇓

市町村の「同意」ではない

地方財政法第27条

「不信感」を連呼する町長　県は態度を急変させたのか

県：確認書の内容等について、町長や市制施行担当が
把握をしているものか確認するものである。

町：当該確認書については**町としても存在を把握**して
おり、町長及び政策企画課への情報提供は行っている。

10月20日　JR高架化事業負担金に関する協議　議事録

町長は知っていた　いつからか　「春」と答弁

なぜ、県への問い合わせや協議をしなかったのか？

確認書はもはや無効と思い込む　都合のいい解釈

県は態度を急変させたのか？

いいえ。町長の勝手な思い込み

県は初めから市制移行を支持していなかった



町長はようやく現実を知った

確認を避け、「だろう」で突き進んできた寺尾町政

国の財政措置	市制移行費用への 特別交付税を期待	該当する「特別措置はない」と総務省
県条例の要件	柔軟な運用を期待	過去に「柔軟な適用の例はない」と県
2002年の確認書	過去の文書で無効	県は負担割合変更の根拠として提示

「実現したい」という願望と「実現できる」という見通しは別

重要な情報をなぜ知らせなかったのか

住民説明会

審議会

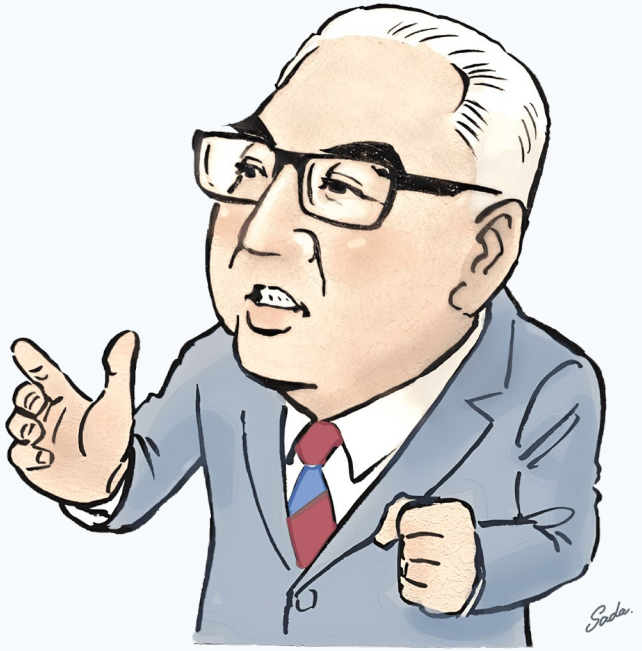
議会

・ことの重大性が理解できていない
・市制移行の妨げになりそうなことは先送り
・「市になってから」やればよい

決まったわけじゃないので黙っておこう

住民の意思を聞く前に、
判断に必要な情報を知らせることが大切です。

これからどうなる？



二見議員は町長に確認した

アンケートは延期
県との協議、町民の理解を
得る努力をしつつ
市制移行を引き続き進める

ということでよろしいですか？



県の協力がなければ進められない
時をみて（断念するかどうかの）判断をする
市制移行ありきというわけにはいかない

市制移行は、茨(いばら)の道



市になるの？ まだ決まっていません



マスコミはあたかも市になることが決まったように伝えていますが、まだ検討は始まったばかり。
これから住民説明会や住民アンケートがあり、町議会の議決、県議会の議決が必要です。
市になる必要があるのか。町の説明からは具体的なメリットは伝わってきません。市に移行するにはお金もかかります。みなさん、ご一緒に考えましょう。

1 行政サービスは変わらない

町から市になって住民サービスは向上するのか？
答はノーです。市制移行を検討する特別委員会において「目に見えるものはない」とはっきり答弁。町長もニュースのインタビューに「住民の方からいえば大きく変わることは、ほとんどない」と答えました。

2 2～3億円　お金がかかります

町民のみなさん、業者の方々の負担も



町から市になるにあたっては、コンピュータのシステム改修や看板の交換などに2～3億円かかります。
町のままなら不要な支出です。
府中町は放課後児童クラブを6月から有料化しますが、2億円あれば7年間、3億円なら10年間、無料を続けることができます。お金は有効に使いたい。
町民のみなさんや町内業者の方々の負担もあります。
個人では、住所印。業者では、住所入りの封筒や請求書、領収書などの伝票類などを作り直さなければなりません。
顧客リストなど、コンピューターシステムを使っている場合は、その改修費用もかかります。
こういう経費は全額自費です。補助はありません。

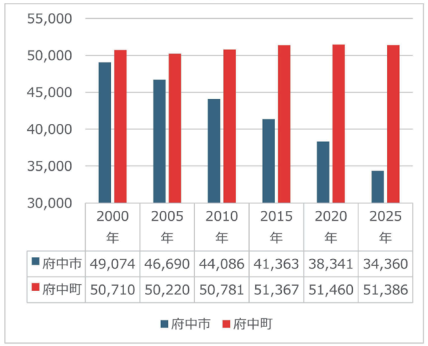
3 「府中市」にはなれません

すでに東京と広島に2つ府中市がありますので、府中町は府中市にはなれません。
安芸府中市というのが、よいのかなとも思いますが、安芸高田市、安芸太田町、広島市安芸区、高知県安芸市と安芸のつく自治体は4つもあります。
町外の人には、分かりにくく、混乱します。

4 市になったら「ブランド」？

町長は「『市』になれば、イメージアップしブランド力がつく。人・もの・情報をしっかり呼び寄せられる」と言います。
本当にそうならば、府中市は府中町より、人・もの・情報を呼び寄せているはずです。
2000年に府中町と府中市（広島県）は、人口約5万人でした。いま、府中町は5万１千人、府中市は３万４千人です。
「市になればブランド力がつき…」というのは全くの幻想にすぎません。

府中市と府中町　人口の推移



	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
府中市	49,074	46,690	44,086	41,363	38,341	34,360
府中町	50,710	50,220	50,781	51,367	51,460	51,386

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」に基づき二見伸吾作成

府中町のままがいい

行政サービスの向上もなく、「ブランド力」という怪しげな理由で2～3億円もかける。個人や業者も負担がかかる。
名称変更で、混乱する。
物価高騰が続き、さらに上がるかもしれない今、やるべきことなのでしょうか。
府中町は府中町のままがいい。
私はそう思います。



やっぱ府中町じゃね

詳しくは　futamishingo.com

経費 2億円以上

問題だらけ 市制移行

行政サービス変わりません



行政サービスがよくなる、国からの交付税や補助金が増えて、使えるお金が増える、というなら反対しませんが、そういうメリットはありません。
町から市へ名前が変わるだけです。



住所変更の手間

業者は、住所入りの封筒や、請求書・領収書などの伝票類を新しくする必要があります。
預貯金やカード、保険などの契約が一つだけという人はあまりいないでしょう。
また、変更手続きが必要かどうかを相手方に確認しなければならないものもあります。
それぞれ問い合わせをし、必要ならば手続きしなければなりません。相当な手間と時間がかかります。
町のままなら、しなくて済むことです。

移行に伴う負担は自腹



メリットはないのに町民や町内業者には負担があります。
住所印は作り直さないといけません。業者は、住所入りの封筒や請求書、領収書などの伝票類などを新しくする必要があります。。
顧客リストなど、コンピューターシステムを使っている場合は、その改修費用もかかります。これらの支出に対して補助はありません。町のままなら必要のない支出です。

市になるよりも遅れている施策を前へ

たとえば 就学援助

就学援助の認定基準

グループ	倍率	自治体
最高グループ	1.5倍	・竹原市・庄原市・神石高原町
第2グループ	1.3倍	・呉市・三原市・尾道市・福山市・三次市・東広島市・安芸高田市・江田島市・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町・世羅町
第3グループ	1.3倍未満～1.2倍	・廿日市市（1.25）・大竹市（1.24）・府中町（1.2）
第4グループ	1.2倍未満	・海田町（1.1）・熊野町（1.1）・広島市（1.0）
別基準	おおむね1.3倍	・府中市

文部科学省資料「令和7年度就学援助制度の実施について」より

就学援助は、経済的な理由で小中学校に通わせることが難しい保護者に対して学用品や給食費などの費用を自治体が補助する制度です。
認定基準の倍率が大きいほど、援助を受けられる家庭が多くなります。県内自治体の７割は、認定基準が生活保護基準の 1.3 倍以上です。**府中町より基準が低いのは海田町、熊野町、広島市の３つしかありません。**

帯状疱疹ワクチン補助

帯状疱疹ワクチン　自己負担額

第1グループ	11自治体 15,600～12,800円	・福山市・呉市・東広島市・竹原市・廿日市市・大崎上島町・熊野町・世羅町・大竹市・三原市・坂町
第2グループ	4自治体 20,000円	・庄原市・江田島市・府中市・神石高原町
第3グループ	5自治体 22,000円	・尾道市・三次市・安芸高田市・安芸太田町・北広島町
県内最下位グループ	3自治体 36,200円	・府中町・海田町・広島市

朝日新聞に「帯状疱疹（たいじょうほうしん）ワクチン」についての記事が出ていました（7月20日付）。
記事を見てびっくり。なんとわが府中町は、**県内で最も自己負担が多いグループ**です。

子どもの医療費や給食費への助成など、他市町より低い水準にとどまっている施策は、ほかにもあります。
市になることよりも遅れた施策を改善するために町は力を注ぐべきです。